

# T K C 近畿京滋会滋賀支部 研修・例会

日時：平成30年12月3日(月)  
場所：琵琶湖ホテル

## 研修会

### なぜ当事務所は書面添付を推進するのか

当事務所は書面添付制度を事務所の躯体として位置づけています。適時・正確な記帳により信頼性のある基礎財務資料の整備を支援するに当たり、書面添付により実質的適正性を担保することができるからです。



T K C 広島支部  
税理士法人 安部事務所  
安部 知格先生

#### やるべきことはひとつ

T K C 全国会は、書面添付制度を、税理士法第1条に規定する税理士の「使命条項」を具体的実現するものであると位置づけ、全国規模で推進しています。その目的は税務当局より「調査の必要はありません。申告是認の取り扱いとします。」と言われるほどの高い評価を獲得することにあります。

#### 書面添付の実践について

書面添付制度では、税理士の完璧な履行を目指して巡回監査を実施し、積極的に申告書に添付しなくてはならないとあります。ただし制度にある「積極的に」とは、100%にならないと書面添付ができないということではありません。単なる記載内容の誤りや書面に記載した内容が事実と異なる事を知らなかった場合には、「虚偽の記載」にあたりません。書面添付をやらない理由はありません。まずは書面添付を実践し、100%に近づけていくことが重要です。

#### 書面添付実践がもたらす効果

1. 巡回監査担当者が決算書に自信が持てるようになったことで、関与先や金融機関に自信をもって話ができるようになった。
2. 決算報告会が金融機関に対しても出来るようになり、融資相談が担当者及び関与先が気軽に相談できるようになった。\_etc...

## 滋賀支部総会、例会

例会では滋賀県保証協会の伊藤隆幸氏から平成30年10月よりスタートした短期継続融資保証について改めてご説明いただきました。併せて各委員会報告で最新の情報をご報告いただくなど、盛大に開催されました。今回は36名の先生方にご参加いただきました。

#### 短期継続融資保証（税理士連携枠）について



滋賀県保証協会  
伊藤隆幸氏

短期継続融資保証の資格要件として、税理士等が月次管理する中小企業としています。短期継続融資は未償還であるため、適切なモニタリングを前提としているからです。金融機関による融資管理に加え、顧問税理士にモニターとして参加いただくことで多重的に企業経営が健全になされているかをウォッチするため、それが理由です。本制度は要綱上、税理士の方に責務という重い表現を採用していますがこれは、税理士の先生方の活動を評価した期待の表れとご理解ください。

#### 懇親会風景



#### 委員会報告



～小倉支部長から～

今後は支部例会の参加率の向上を目指します。今回ご参加いただけなかった会員先生方も次回は是非、支部例会にご参加ください。

作成：T K C 京都SCGサービスセンター